



ラグビーワールドカップ2019日本大会 日本対スコットランド 撮影者：原正和

2020年。きれいな数字の年明けにちなんで、30年前から今を通して30年後を眺めてみましょう。

1989年4月1日に消費税3%の導入、年末には日経平均株価は3万8915円の史上最高値に。翌90年2月に最初の下落が始まりますが、大阪の地価のピークはその後の9月。90年の出生数は122万人、死亡者数は82万人で、いわゆるベビーブーマーが40代の働き盛りでした。翌年3月のバブル崩壊まで危機感は希薄でした。

2020年の今、消費税は10%、日経平均株価は原稿時点では2万円+ α で上昇、地価は緩やかな上昇が続いていますが、どこか危うさも。そもそも19年の出生数は90万人を割り、死亡数は130万人を超えて人口減少が加速、台風や大雨などの災害が相次ぎ、気候変動が現実化しているからです。16歳のグレタさんは温暖化対策を怠る大人たちをhow dare (何といい加減な!)と叱責しています。しかし、世の中はラグビーワールドカップの余勢を駆ってオリンピック一色です。

さて2050年です。①少子化・高齢化・人口減少が進み、②環境問題(気候変動、海洋汚染、都市インフラの老朽化など)も悪化、③技術革新(AI化、バイオテクノロジー等)は加速、④世界人口は100億人に迫り、有限の資源や食糧を巡る国際緊張はより高まっているでしょう。

年初に暗すぎでしょうか?いえ、年初だからこそ、フューチャーデザイン(西條辰義教授)をしてみませんか?目先の1年ではなく、2050年を生きるはずの今の子供たちの視点に立って、未来から今をデザインし、行動すること。バトンを渡す私たちは、決してスタジアムの観客ではなく世代リレーの走者なのですから。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩 弁護士 室谷悠子 弁護士 黒田祐史 弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子 弁護士 池田健人 弁護士 中江友紀 弁護士 満村和樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦 / 事務局一同

大阪弁護士会副会長就任予定のご報告



弁護士 岩本 朗

突然のご挨拶になりますが、来年度、大阪弁護士会の副会長に就任することが内定しました。任期は1年間です。

弁護士は、各地域の弁護士会に所属(登録)しなければ弁護士として活動することができません。大阪には現在、約4700名余りの弁護士がいますが、この弁護士は全員、大阪弁護士会に所属しています。

大阪弁護士会は、大阪地方裁判所の近隣に14階建の弁護士会館を保有しており、弁護士会自体が約100名の職員を雇用しています。この組織の代表が会長、会長を補佐するのが7名の副会長で、いずれも1年任期となっています。

大阪弁護士会内には、会派ないし派閥と呼ばれる7つの任意団体があり、副会長については、それぞれの団体が推薦する者が候補者となるのが慣例です。会長については、数年おきに選挙になることがありますが、副会長については、30年以上選挙が行われたことがありません。

大阪弁護士会の会長・副会長は常勤・専従の役職であり、私は、1年間、弊所ではなく、弁護士会館に出勤することになります。副会長としての執務時間外に弊所に出勤することもあります。これは例外になります。

このような職務を引き受けることについては、正直、様々な躊躇がありました。当然ですが、弁護士としての様々な依頼案件に対応したいと考えて弁護士になり、約25年間全力疾走で仕事をしてきました。依頼案件への対応を中断ないし中止し、依頼者の皆様にご迷惑をお掛けすることについては、忸怩たる思いがあります。

しかしながら、日本の弁護士の活躍は、強制加入団体であり、強い自治権を与えられている弁護士会の存在に支えられています。弁護士会の役職を引き受けて弁護士会を支えることは、弁護士の活発な活動を支えることにつながり、ひいては、市民や事業者の皆様の権利を守ることに繋がると信じています。

1年間、依頼者及び顧問先の皆様にはご不便をお掛けしますが、弊所の優秀なメンバーが私に代わって対応させていただきます。どうかご理解ご協力のほどをお願い申し上げます。

民事執行法改正

—第三者からの情報取得手続—

弁護士 杉田 峻介

平成31年5月に公布された民事執行法等を改正する法律により、民事執行法に債務者以外の第三者からの情報取得手続が新設されたほか、現行の財産開示手続の見直し、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化などがなされました。このうち、第三者からの情報取得手続は、債務者財産の開示制度の実効性の向上を目的に新たに規定されたもので、金銭債権の回収に資することが期待されています。

金銭の支払を命じる判決その他の債務名義を取得し、債務者に対する強制執行が可能となっても、債権者において債務者の資産(たとえば預金、不動産、給与債権など)を特定できなければ、強制執行をできず、債権を回収できません。これまでは、例えば預金債権であれば、弁護士会照会によって預金口座の有無及び残高等の回答を得られる場合がありましたが、特にメガバンク以外では金融機関によって対応が分かれていました。また、民事執行法には、債務者の財産を明らかにさせる「財産開示」の制度が以前から規定されていましたが、実効性に欠けるところがあり、利用すべきケースは限定的でした。

今回の民事執行法改正では、①金融機関(銀行、証券会社等)からの、預貯金債権や上場株式・国債等に関する情報の取得、②登記所からの、土地・建物に関する情報の取得、③日本年金機構等からの、給与債権(勤務先)に関する情報の取得が規定されました。いずれについても、債権者の申立てにより、裁判所が情報の提供を命じ、裁判所に対して対象となる情報が書面によって回答されます。それを申立人等において閲覧でき、これまでは取得できなかった債務者の資産に関する情報を得られるようになります。

ただし、以下の点には留意が必要です。まず、①については、執行力のある債務名義の正本(判決など)を有する金銭債権の債権者が申立てをできますが、②については財産開示手続を経ている場合でないと申立てできません。③については、養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者に限って申立てができます。次に、①～③のいずれについても、一度強制執行が担保権の実行によって配当等を受けたものの完全に弁済を受けられなかった場合か、そうでなければ、債権者が認識している債務者の財産に強制執

行をしても完全に回収できないことを裁判所に疎明した場合でないとできません。後者の場合については、通常行すべき範囲で債務者の財産の調査を行い、その結果に関する証拠書類も裁判所に提出する必要があります。さらに、裁判所に情報が提供されたことは、裁判所から債務者に対しても通知されることに注意が必要です。このような規定がなされているのは、債権者

の権利の実現の必要性と、債務者の個人情報の保護とのバランスが考慮されているためです。

上記の通り一定の制約があるだけでなく、詳細な運用はこれからですが、これまでの制度下では特定できなかった債務者の資産を特定し、強制執行による回収への道が開ける可能性があります。



奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

かたく 嘉徳の選択から 奄美の未来を考える

昨年10月上旬、IUCN(国際自然保護連合)の再度の現地調査が行われ、「琉球・奄美」が世界自然遺産登録されるのか注目が集まっています。

世界自然遺産登録をされるかどうかにかかわらず、今後も、奄美を訪れる観光客が増えていくであろうことは疑いありません。奄美に人が訪れるのは奄美の自然に魅力を感じるからです。一方で、奄美の自然はこれまで必ずしも保護されてきたとは言えません。昔はたくさんあった砂浜も今ではどんどん小さくなり消滅しています。砂浜が縮小、消滅する原因のほとんどは人為的な工事です。

私たちの事務所は、現在、奄美大島の南部にある嘉徳海岸の保護を求めて住民訴訟に取り組んでいます。嘉徳は奄美全体で見てもまさに最後に残された場所です。嘉徳は絶滅危惧種であるオサガメの産卵が確認されている日本で唯一の場所です。嘉徳は奄美大島の集落の砂浜で唯一コンクリート護岸が建設されていない場所で、全国で見ても残り3箇所しかないと言われています。嘉徳川は砂防ダムがなく自然の流れが残された奄美でも僅かの場所です。IUCNも嘉徳に注目しています。しかし、今、その最後に残された場所が世界自然遺産登録を目指す奄美で、失われるかどうかの瀬戸際に立たされています。

嘉徳のコンクリート製護岸工事の計画は、台風によって発生した浸食から住民の生命や財産を守るためとされていますが、私たちは、住民の安全を無視して自然保護を主張するようなことをしているわけではありません。既に、海岸工学の専門機関に調査を依頼しており、嘉徳の砂浜は自然の循環で回復しており、嘉徳湾内の砂の総量は変化しておらず防災機能も落ちていないことが明らかになってきています。むし

ろ、計画されている護岸は、海側にせり出して砂浜の変動帯に当たる位置に建設を予定しているため、波浪で護岸の前の砂がさらわれ、砂浜は大幅に縮小することになるでしょう。計画ではコンクリート製護岸の上に砂をかぶせて植栽をして景観にも配慮するとされていますが、地盤高と傾斜角を考えると砂は波でさらわれてしまうため物理的に不可能で、将来、砂浜が縮小し、沖に離岸堤を作り波浪を抑えるといった対策に出ることは目に見えています。

この原稿を書いている時点では、工事の実施には踏み切っておらず嘉徳は自然の姿が守られています。このニュースレターが届く頃にはどうなっているのでしょうか。世界自然遺産登録を目指す奄美で、嘉徳は次の世代に引き継ぐべき遺産として遺されるのでしょうか、それとも、コンクリート護岸が作られ、自然を求めて移住した住民も離れていってしまうのでしょうか。若い住民が去れば、未来には一体何を遺せるのでしょうか。

私たちは、これからも、奄美の未来を見据えて、必要と考える活動と発言をしていきたいと考えています。私たちが取り組んでいる嘉徳の住民訴訟を始めとするいくつかの件はプロボノ(ボランティア)であり経済的利益はもたらしません。しかし、奄美のこの地に未来につながる何かを残すことはできるのではないかと考えています。それが未来への希望なのか、教訓なのかはわかりませんが、何かは残せると考えています。

最後に、未来に向けた視点をもって奄美の皆様と共に歩んでいきたいという思いをお伝えして、新年の御挨拶とさせていただきます。と思います。



空撮による嘉徳湾の全景 撮影者：緑 優人氏



弁護士
津田 浩克

仕事の棚卸し

昨年は企業再生関連の案件が集中し、土日返上が続きました。その影響で山行はわずか6回。それでもテントの傍らで仰いだ夜空と木々を揺らして吹きすぎる風が至福の時間を与えてくれました。

昨年、ある金融機関のお招きで、関与先企業の経営支援を担当している行員の皆さんに、「事業再生」をテーマに、債務者代理人の視点からお話しさせていただく機会がありました。私自身の仕事の棚卸しの絶好の機会となりました。今年は、その時の講演録をたたき台に、若手弁護士や社会人、大学の学生さん向けの講義録を完成させるべく取り組んでいます。もちろん、山行も続けます。

皆様にとって、健康で、楽しく活力に満ちた一年でありますように。



弁護士
池田 直樹

略式

特別訴訟の検討が始まった。迅速性のニーズへの選択肢だが、略式はどうか。とそこへ寝耳に水の娘の結婚話。5年もつきあっていて! しかも式は略すだと? 人前が嫌いな娘の性格からだ、私のニーズはどうなる? 私の結婚式での亡父の満足気な顔が浮かぶ。何とか写真撮影と両家10人だけの食事会ということで落ち着いた。やけ気味に婿の父と交わす赤白ワインが回って、娘から飲酒停止の略式命令が出た。酔いに任せて、パソコンに入れてきたアメリカでの3歳時のビデオと門出の折句を披露した。嫌がる娘に婿は優しい笑みを送っていた。そうか、彼を選んだのか。何だかさっぱりした。おめでとう、娘よ、略式ながら父も今宵、無事卒業できたよ。



弁護士
岩本 朗

アタック25

一昨年、家族に唆されて、クイズ番組アタック25の予選に応募したところ、通過することができました。予選を通過しても、1年間番組出演の可能性がありますが、ということにとどまり、出演できるとは限りません。ほぼ1年が経過してあきらめかけた10月初め、「50代大会」への出演のオファーがありました。初めてのテレビスタジオでの収録で、大変緊張しましたが、法廷で鍛えている成果?か、ボタンの早押しには結構対応でき、トップ賞を獲得できました。トスカーナが出て来ず、ハワイ旅行を獲得できなかったのは残念ですが、本人参加が必須らしく、別に書かせていただいた事情から、当たってもどうせ行けなかったし、というのは負け惜しみです。



弁護士
原 正和

トップリーグも面白いです!

日本中があれほどまで盛り上がることを予想していた人は多くはなかったでしょう。ラグビー W杯日本大会は大成功でした。日本代表が強かったこと、非常にレベルの高いプレーが繰り広げられたこと、ノーサイドの精神が清々しかったことなどから、ラグビーの魅力を日本中の皆さんに伝えられたと思います。幼稚園から大学までラグビーを続け、こよなくラグビーを愛している私としては、多くの人から「ラグビーって面白いね、いいスポーツだね、試合を観て涙が出た」などのコメント頂き、本当に嬉しかったです。私自身、日本対スコットランド戦を含む合計3試合を運よく観戦することが出来て、興奮、感動の1か月半でした。W杯は終わりましたが、日本の最高峰リーグであるトップリーグは1月から始まります。トップリーグには、W杯に出場していた各国の代表選手も多数所属しており、レベルの高い試合を見ることが出来ます。皆さん、是非、トップリーグの試合会場にも足を運んで下さい!



弁護士
石飛 優子

今年こそは

明けてましておめでとうございます。昨年中盤より、パートナー就任も含め、目まぐるしく環境に変化(プチ変化)が起こりました。何年かに一度、こういう年があるように思います。

そんな私も、ママさん弁護士になって7年。子どもたちや働く親御さんたちの力になれるような活動をしたという思いはあるものの、日々の生活に追われ、結局「力になってもらう側」に終始しています。社会全体で、子どもたちを慈しんで育てられる環境にしたい、そのために活動をされている方を応援したい。今年こそは、具体的な活動に取り組んでいきたいと思っています。



弁護士
齊藤 優摩

最新技術

電車に乗ると、皆一様にスマホに目を落としています(私もその一人です)。ふと気になって調べてみると、もう「iPhone」が「11」まで出ていることからわかるとおり、2007(平成19)年には初代の「iPhone」が発売され、今やもう12年が経っているようです。近頃は何でもかんでも「AI」と言われるようになっていきますので、10年後には当たり前

のように皆が「AI」を使って生活しているかもしれません。弁護士業務は、「AI」に任せるといっても、「AI」をうまく活用することが必要になるのではないかと思います。このような最新技術には常にアンテナを張って、すぐにキャッチできるようにしたいと考えております。



弁護士
室谷 悠子

10年の節目に

私が、あすなる法律事務所へ所属して10年が過ぎた今年、当事務所の岩本弁護士が大阪弁護士会の副会長に就任します。

ここ数年は、忙しい業務の合間に、びっくりするぐらいの数の弁護士会や会派関連の会議や行事が詰め込まれ、また、その合間に42kmとか20kmとかを走るという、傍で見ているとお腹の痛くなる、常人は真似をしてはいけないストイックな日々を送っておられたように思います。昨夏に、副会長の選考手続である「意見を聴く会」に事務所のみんなで参加し、弁護士会で岩本弁護士が何をしているのか初めて詳しく知ることができました。「弁護士」という存在を支える裏方の敬遠されがちな仕事を、熱意をもって誠実に取り組んで来られたことがよくわかり、あすなる法律事務所が岩本弁護士を副会長として送り出せることをとても誇らしく思いました。



弁護士
和田 知彦

自然から学ぶこと

奄美に来てから、海に出かける機会が多くありましたが、今年から、サーフスキーに挑戦しています。サーフスキーというのは、シーカヤックよりも船体が細長く、スピードを出して波に乗ることができる乗り物です。結構難しいのですが、それだけに、海に漕ぎだす楽しさは格別です。他に、スタンドアップパドルをしたり、サーフィンに挑戦したりなどしていますが、自然の中

にしていると、人はその中にある生態系の一部なのだとということを感じることが出来ます。

本当に大切なものは手の届く身近なところにあります。人はどうしても普段手に届かないものに憧れますが、奄美にとって大切なものは、都会から持ってきたりしなくても、奄美のこの地にすでにあるのではないのでしょうか。そしてそれは、外の世界から観光や移住で奄美に来る人にとっては、自分の手の届くところにはなかったものなのです。これからの数年間、奄美は大きな転換期を迎えます。そのような中であっても、奄美がそこにある自然や文化を大切にすることであってほしいと思っています。それが外の世界から見える魅力的な奄美を守ることにもつながることでもあると思うからです。



弁護士
杉田 峻介

ラグビー

当事務所でラグビーといえば原弁護士ですが、実は私も、小学生の頃にラグビーをやっていました(といってもその頃はまだひ弱な子供でした。劇的に体育会系の間人へと変化を遂げたのは、テニスを始めた中学生以降です(笑))。小さい頃は、祖父に連れられて、従姉妹らと一緒に花園ラグビー場に試合を観に行っていました。家族や身近な人がラグビー好きだったのも

あり、私にとってラグビーはとても親近感を感じるスポーツです。しばらくラグビーから遠ざかっていた中、昨年、遅ればせながら取ろうとしたワールドカップのチケットは、第4次一般販売で「21万人待ち」…。しかし幸運にもチケットを取れ、親族を連れて、花園にも観に行くことができました。生まれ変わった花園のスタンドで、世界レベルの激しい肉弾戦の迫力とスタジアムのどよめきに感激しつつ、ラグビーをめぐる過去の思い出を振り返りました。



弁護士
平林 佳江子

一日一日親離れ

昨年の夏に男の子を出産し、現在、育児でお休みをいただいています。今はまだ小さく、一日中一緒に過ごしていますが、少しずつできることが増えて毎日著しく成長している子どもを見ていると、子どもは生まれた瞬間から一日ずつ親離れをしていくのだなと寂しさを感じます。子育ての先輩である友人からは「これからが大変なのに寂しがるの早すぎや。」と言われて

れますが…。育児をしていると大変だなと感じることもたくさんありますし、一度でいいから何も考えずに思いっきり寝たい!!という願望にかられたりもしますが、こんなに一緒にいられるのは今だけなので、一日一日を大切に、子どもとの貴重な時間を楽しく元気に過ごしていきたいと思っています。



弁護士
池田 健人

スポーツロイヤーとして

私自身、スポーツ・エンターテインメント法実務研究会に所属している関係で、スポーツと法律家とのかわり方については、いつも考えさせられる部分があります。スポーツ法と言えば、真っ先にスポーツ事故関係が思い浮かぶところですが、それ以外にも、スポーツ団体内部のマネジメント・コンプライアンスの問題(最近頻りに問題になっています)や選手個人の契約関係など、スポーツと法律とは密接に関連していると言えます。

また今後は、法律家という枠組みを飛び越えて、隣接士業とチームを作った上で、マイナースポーツ団体や採算の取れていないプロチームへの総合的なアドバイスが出来ればと日々模索しています。

パートナー就任のご挨拶

弁護士 石飛 優子

昨年10月、当事務所のパートナーに就任しました。現在は、個別の事件のほか、事務所経営にも携わっています。

私たち弁護士は一人一人、依頼者様の事件を担当させていただいていますが、完全な「個」ではなく、所内の弁護士同士が互いに経験を共有し合い、知恵を出し合って協働しています。これは、あすなるの特徴であると自負しています。今後も、これまで以上にメンバー間の連携を強化し、「チームあすなる」としてお力添えさせていただけるよう努力してまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

弁護士 齊藤 優摩

この度、あすなる法律事務所のパートナー(社員)に就任させて頂くことになりました。

当事務所のアソシエイト(勤務弁護士)として勤務を始め7年が経ちましたが、この7年という間に、数々の中小企業法務、スポーツ法務、一般民事事件、家事事件や刑事事件等に携わらせて頂き、実務経験を重ねて参りました。このような経験ができたのは、ひとえに皆様のご指導、ご鞭撻によるものであり、心より感謝申し上げます。

これまでの経験を生かしつつ、更なる改善等に努めながら、より質高く、スピード感を持った法的サービスを皆様に提供させて頂くために、決意を新たに職務に精励させていただき所存ですので、今後とも、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

入所のご挨拶



弁護士
中江 友紀

この度、1年間の司法修習を終え、あすなる法律事務所に新規入所することとなりました。私は、滋賀県近江八幡市に生まれ育ち、関西大学法学部を卒業後、神戸大学法科大学院を修了し、神戸にて1年間の司法修習を終えました。成長の過程とともに、活動の範囲を西へ西へと広げ、関西を横断してきた結果、気さくでバイタリティに溢れる大阪の気質が自分に一番合うと思ひ、大阪での就職を決めました。この大阪の地で弁護士としての業務をスタートできることを、心から嬉しく思います。

未熟な私ですが、信頼される弁護士となれるよう、一つ一つの仕事に真摯に取り組んでいく所存でございますので、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
満村 和樹

はじめまして。この度、あすなる法律事務所に入所しました。弁護士の満村和樹と申します。

私は生まれも育ちも関西で、弁護士としての第一歩もここ大阪で踏み出すこととなりました。まだまだ駆け出しの弁護士ですが、持てる力を出し切って依頼者の皆様の悩みを解決できるよう奮闘していきたいと思っております。また、近い将来、奄美大島の支所で働きたいと考えております。元々、弁護士を目指したきっかけの一つとして、弁護士というフリーランス的立場で日本の地方のまちづくりや振興政策に関わりたいという思いがありましたので、奄美から弁護士の新しいカタチを発信できればと考えております。

短い自己紹介となりますが、皆さまこれからどうぞよろしくお願い申し上げます。



未来に足跡を残す 「みどりの遺言」

地球温暖化問題や海洋プラスチック問題などは、私たちの便利な生活のつけであり、その被害者は、子どもた

ちや将来世代、そして動植物や自然です。JELFは、それら声なき声の代理活動や環境団体の支援を進めています。「みどりの遺言」は、日本野鳥の会、自然保護協会、WWFジャパンなどの環境NGOの事業を選択し、寄付を通して、未来の地球にあなたの足跡を残すプロジェクトです。

2018年夏号及び本号のニュースレターでご紹介した「奄美大島・嘉徳浜住民訴訟」について、専門家への依頼費用などの確保のため、弁護団で寄付を募っています。

ご寄付いただける方は、少額でも結構ですので、是非、ご支援

のほどよろしくお願い致します。

【口座】

鹿児島銀行 大島支店(店番700)(普通)3283753
奄美大島嘉徳浜弁護団(アマミオオシマカトクハマベンゴダン)

 **お知らせ** 当事務所(大阪・奄美)は、1月6日(月)から平常通り業務を開始いたします。 